

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十九年三月三十一日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第五十五号

奈良県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県手数料条例施行規則（平成十二年三月奈良県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条を第十四条とし、第十一条を第十三条とし、第十条を第十一条とし、同条の次に次の一条を加える。

（別表第一の三百九十九の五の二の項及び三百九十九の五の三の項の床面積の算定）

第十二条 条例別表第一の三百九十九の五の二の項の床面積は建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定し、同表の三百九十九の五の三の項の床面積は建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る部分の床面積（床面積の増加する部分がある場合は、その部分の床面積に二を乗じて得たものに、増加する部分以外の部分の床面積を加えたもの）の二分の一について算定する。

第九条の次に次の一条を加える。

（別表第一の三百五十九の二の項及び三百六十一の二の項の床面積の算定）

第十条 条例別表第一の三百五十九の二の項及び三百六十一の二の項の算定床面積は、建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る建築物の部分の床面積について算定する。

附 則

この規則は、平成二十九年四月一日から施行する。